

意見書案第 3 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見
書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

提出者 総務文教委員長 木村 清隆

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられるが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要である。

こうした観点から、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種
の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務
教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

つくば市議会議長 黒 田 健 祐

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

(提案の理由)

教職員の定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を国に求めるため、意見書を提出するものである。